

多奈川訴訟を支援し

大阪の革新公害行政の継続発展を推進する決議

大阪府泉南郡岬町には、関電多奈川第二火力120万KWの建設が始まっています。一方、岬町住民を原告団とする第一火力の被害救済と第二火力の建設差止訴訟が大阪地裁で係争中であります。

革新大阪府の公害行政は、その環境管理計画によって、国の総量規制の方式を方向づけるなど、着実な成果を積みあげてきましたが、しかもなお保守の遺産の重圧の中で、120万KW火力(当初計画の二分の一)の建設を承認せざるを得ませんでした。このような状況は第一期革新公害行政の限界を示すものです。

私達は この不完全さを補完し、全国的な公害追放の運動を前進させる拠点として、多奈川の訴訟を支援するとともに、大阪に生まれた革新公害行政の芽を、ひきつづき守り育てる課題に取り組むことをここに決議します。

1975年 1月26日

第4回瀬戸内シンポジウム